

## 賃貸借契約書案

1 業 務 名 沖縄県食肉衛生検査システム機器賃貸借等業務

2 賃貸借期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日

3 金 額 金 ●●● 円 (金 ●●● 円/月×60ヶ月)  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、金 ●●● 円)

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 契約保証金 沖縄県財務規則第101条第2項第3号に該当するため、免除とする。

上記業務について、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、次の条項によって契約を締結し、信義に従い誠実に業務を実施し、その成果を甲に引き渡すものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年 ●月 ●日

甲 沖縄県南城市大里字大里2015番地  
沖縄県中央食肉衛生検査所  
所 長

乙 (住所) ●●●●●  
(氏名) ●●●●●

(総則)

第1条 乙は、本契約書に定めるほか、別紙「沖縄県食肉衛生検査システム機器賃貸借等業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき業務を受託する。

(業務計画)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む業務計画書を契約締結の日から 30 日以内に提出しなければならない。

- (1) 業務内容
- (2) 業務工程
- (3) 業務履行体制

(物件の設置)

第3条 物件の設置場所は、沖縄県中央食肉衛生検査所及び沖縄県北部食肉衛生検査所が指定する場所とする。

2 甲は、物件の設置場所を変更する場合は予め乙に通知するものとする。

(物件の使用管理)

第4条 甲は善良な管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

- 2 甲は、事前に書面により乙の承認を得た場合を除き、物件を譲渡し又は転貸してはならない。
- 3 甲がその故意又は重大な過失により、物件に損害を与えたときは、乙は、甲に対してその賠償を請求することができる。

(保守)

第5条 物件の保守及び操作方法の指導については、乙が行うものとする。

2 保守に要する費用は、乙の負担とする。

(器材等費用)

第6条 賃貸借業務の実施に必要な器材、移動等にかかる費用は、各々の発信により負担する通信費を除き、すべて乙の負担とする。

2 乙は、物件に対し自己の負担で損害保険を付するものとする。また、損害保険で補てんされた損害に対しては、前条3項の規定にかかわらず、乙は甲に対し請求しないものとする。

(物件の返還)

第7条 この契約の終了又は解除された場合は、甲は解約された設備等を乙に返還しなければならない。このとき、機器の返還に要する荷造り及び運送に要する費用は乙が負担するものとする。

- 2 乙は、機器等の返還時において、物件の撤去及び物件に含まれたデータ削除を実施し、その旨を証明する証明書及び作業報告書を提出しなければならない。

(権利義務等の譲渡等)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は成果品等（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第9条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、以下に定める簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせる時はこの限りでは無い。

- (1) 資料の収集・整理
- (2) 複写・印刷・製本
- (3) 原稿・データの入力及び集計

- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第一項から第四項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、甲の承諾なく、成果品等（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- 3 前2項に拘わらず、本契約及び各個別契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は秘密に含まれないものとする。
  - (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの。

- (2) 既に保有しているもの。
- (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。
- (4) 書面により開示を承諾されたもの。
- 4 乙は、業務の処理に伴い甲より提供を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、業務の処理の終了時には、甲より提供を受けた資料及び情報を速やかに返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 5 本条の規定はこの委託期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(個人情報の取り扱い)

第 11 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(セキュリティポリシーの遵守)

第 12 条 乙は、契約の履行に際し、沖縄県情報セキュリティ基本方針及び沖縄県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）を遵守しなければならない。

- 2 乙は、業務に先立ち、責任者以下、従業員に対し情報セキュリティポリシーについて教育を実施し、その旨を甲に報告しなければならない。

(履行期限の延長)

第 13 条 乙は、その責に帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、あらかじめその理由を明示した書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、乙の責めに帰する理由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込があると認めたときは、甲は、乙から遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。
- 3 前項の遅延利息は延長日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた割合により計算する。

(賃貸借物件の検査)

第 14 条 乙は、賃貸借物件の導入工事及び初期設定完了時は、その旨を書面により遅滞なく甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に乙の立ち会いの下、仕様書に定めるところにより導入工事及び初期設定業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、検査に合格しなかったときは、甲は乙に物件の修理又は取替等を請求する事が出来る。
- 3 賃貸借物件の納入場所は、仕様書に定める場所とする。

(契約不適合責任)

第 15 条 前条の検収完了後、納入物について仕様書との不一致（バグも含む。以下本条において「契約不適合」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。但し、甲に不相当な負担を課するものでないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

2 前項にかかわらず、当該契約不適合によっても個別契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の追完義務を負わないものとする。

3 甲は、当該契約不適合（乙の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。

4 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により個別契約の目的を達することができないときは、甲は本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

5 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、前条の検収完了後 1 年以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。但し、前条の検収完了時において乙が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

6 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

(賃借料の支払)

第 16 条 乙は、第 14 条第 2 項の検査完了後をもって、賃貸借料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に賃貸借料を支払わなければならない。

3 賃貸借料金の計算期間は、各月の初日から月末までの 1 ケ月とする。ただし、1 ケ月に満たない月については日割り計算するものとする。

(消費税額等)

第 17 条 甲は、この契約にかかる消費税額及び地方消費税額を乙に支払うものとする。

2 消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税額が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき増額又は減額されるものとする。

3 支払い方法については、第 16 条に基づき支払うものとする。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第 18 条 この契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、甲は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(危険負担)

第 19 条 納入前に生じた賃貸借物件に滅失または損傷が生じたときは、その事由が甲の責に帰すべき場合を除き、賃貸借物件の復旧に要する費用は乙の負担とする。

(契約の解除)

第 20 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
- (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
- (4) 情報セキュリティポリシーの遵守がなされていないと認められたとき。
- (5) この契約の締結または履行について、不正の行為があると認められたとき。
- (6) 前 5 号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲は、前項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(損害賠償)

第 21 条 乙は、この契約に定める義務を遂行するにあたって、故意若しくは重大な過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額は委託金額を上限とし、甲乙協議して定めるものとする。

(契約不能の場合の処理)

第 22 条 乙は、天災その他の不可抗力により、その責に帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、賃貸借料の支払いを免れるものとする。

(契約の費用)

第 23 条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(暴力団等の排除)

第 24 条 甲は、次項第 1 号の意見を聞いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以

下「暴力団等」という。)であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第2条1号に規定する暴力団

(2) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第2条2号に規定する暴力団員

2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

3 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第25条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(管轄裁判所)

第26条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(規定に定めのない事項)

第27条 この契約に定めのない事項または本契約に疑義を生じた場合は、甲乙双方が信義誠実の原則に従い、協議して定めるものとする。

別記

## 個人情報取扱特記事項

### （基本的事項）

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### （機密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### （適正管理）

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### （作業場所の特定）

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

### （収集の権限）

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### （目的外利用・提供の禁止）

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### （複写又は複製の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

### （事務従事者への周知）

第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の禁止）

第 9 乙は、この契約による個人情報取扱事務について自ら行うものとし、第三者にその取扱を委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

（資料等の返還等）

第 10 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

（調査）

第 11 乙は、この契約による事務を行うにあたり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

（事故発生時における報告）

第 12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第 13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにおいて、乙の故意又は過失により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。